

第16回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和2年5月22日（金）

2. 招集日時 午後1時30分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長（10番） 山田 一夫

1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司
4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄
8番 西舘 徳松、 9番 笹山結実男

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広、
5番 寺澤 正幸、 8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕
10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

7番 苅谷 雅行

農地利用最適化推進委員：

4番 太田 正、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男
主任主査 鶴飼 義信、 主事 玉舘 透、 主事 小林 誠
会計年度任用職員 新井田 舞

議 長（山田会長）

それではただいまより、第16回軽米町農業委員会総会を開会いたします。
（ 午後1時30分 開会 ）

議 長 本日の出席農業委員は、9名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、苅谷委員より、欠席の報告がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、7名の出席となっております。

なお、太田委員、古里委員、工藤委員より、欠席の報告がございました。

それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので 8番 西館徳松委員 9番 笹山 結実男委員のお二方をお願いいたします。

日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。

番号1について、朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

議案書1ページになります。農地法第3条の規定による許可申請について、今回1件申請がございます。番号1、農地の場所ですけれど、大字〇〇第〇地割の畑が2筆になります。〇〇が513㎡。〇〇が297㎡で合計810㎡になります。こちらの譲渡人が〇〇〇〇。〇〇の在住となります。譲受人が〇〇〇〇。こちらが売買による所有権の移転となります。金額は20万円。10a当りが24万7千円となります。現地確認は、古里委員と苅谷委員に依頼してございます。以上1件となります。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。現地確認については、古里委員と苅谷委員に依頼しておりますが、いずれも欠席ですので事務局より報告をさせます。

事務局 現地確認書をお預かりしていますので、そちらを読み上げて報告とさせていただきます。現地確認は、5月16日に苅谷委員、古里委員に行ってください。申請人、土地の場所については、先程の通りでございます。位置周囲の状況ですけれども、〇〇から〇〇方面に向かって200m程の所を右側に入った所にある。現在は、〇〇に住んでおり、旧家を解体し、お墓も移転しているということでございます。今後町内に戻ってくる予定はないということでお伺いしている所です。譲受人は、現在会社員ではありますが、休日には戻ってきて農業をやっているということでございます。農地の場所も自宅に近く効率的に利用できるものと見込まれるということでございます。周辺農地の効率的総合的な利用に支障はないかですけれども、周辺は畑となっており地域に支

障はないと思われます。よって、許可相当であるということでの報告を頂いております。

以上です。

議 長 　　ただいま報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

（「異議なし」との声あり）

議 長 　　ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 　　日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 　　議案書は、2ページになります。申し訳ございませんが、2ページの左上に議案第3号と書かれていますが、第2号の間違いですので訂正をお願いいたします。農地法第5条による許可後の事業計画変更の申請が1件ございましたので、ご説明いたします。

番号1、土地・農地の所在地につきましては、大字〇〇第〇地割の畑、登記簿上は畑になります。面積は、1,700㎡。こちらの貸付人につきましては、〇〇〇〇。所有者となります。借受人が、〇〇〇〇ということで転用の理由に所にも記載してございますが、令和元年5月16日付で農地転用の許可を受けているものでございます。今回変更をする内容ですけれども、当初は、事務所を建設するという事での許可を受けていたところですが、事務所建設用地は別途検討したいということで、現在使っている資材置場が返却をしなければならないという事情が生じて代替地としてこの場所を資材置場として変更申請したいという内容になってございます。現況につきましては、雑種地ということで別添の1枚物の資料をお配りしておりますが、その図面が変更後の配置図になります。その周辺に写真を付けてございますが、本日現況を撮ってきたものをその角度から配置した状況になってございます。状況としては、盛土、盛り土をして大体道路の高さくらいに積んで盛り上げて整地した状態にいるという状況になってございます。こちらにつきましては、後からなので農振地域の計画変更にも関係してきますけれども、事務所建設用地については別途別の場所で検討することとして、ここについては資材置場の代替地として利用したいという内容での変更申請となってございます。場所につきましては、議案書の下の部分に付けてございますが、〇〇学校の〇〇〇〇に入った入口の所になります。以上が第5条申請の変更申請の内容となります。

以上よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更計画申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について上程いたします。

番号1から番号4までについて、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書のほうは、3ページから4ページにかけて4件となっております。こちらは、4件とも借受人が〇〇〇〇となっております。共通事項として許可日から5年間、賃貸借での利用権設定ということになってございます。現地確認につきましては、古里委員と苅谷委員に依頼したところでございます。先ほどの農地法第3条と同じく5月16日に現地を確認いただいております。

番号1、場所は大字〇〇第〇地割の畑が1筆、7, 128㎡。もう1件が第〇地割の畑、1, 000㎡。合せて8, 128㎡になります。所有者は、〇〇〇〇となります。期間、借受人等は先ほどご説明したとおりです。

2番は一度飛ばさせていただきます、番号3番ですけれども、大字〇〇第〇地割の畑1筆、3, 058㎡になります。所有者は、〇〇〇〇、町外の在住でございます。

4ページをお開きいただきまして、番号4、大字〇〇第〇地割の畑、8, 600㎡。所有者は、〇〇〇〇、町外の在住となります。

以上3件で、番号2につきましては、今、事務局で確認しましたが、今回については急遽取下げということで、取扱い無しでお願いしたいということでございます。

以上ですので、番号1、3、4についてご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。

番号1番、3番、4番について、一括でご意見を伺いたいと思います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第3号については、原案のとおり決定することとし、計画策定について町長へ要請いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、農業振興地域整備計画及び農用地利用計画の変更に対する意見について、上程いたします。本議案については、除斥がありますの

で、分けて審議したいと思います。

番号1について、農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員、〇〇委員、の2名は、一時退席願います。

[〇〇委員、〇〇委員 退席]

議長 朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案第4号、番号1番になります。申請人は、〇〇〇〇になります。土地の表示につきましては、こちらに表示がある田んぼが4筆、畑が4筆、合計8筆になります。場所につきましては、大字〇〇第〇地割及び〇地割、〇地割となります。合計面積が、18,411㎡となっております。こちらの計画内容ですけれども、植林を行い山林に転用をする計画で農振地域からの除外を申し出ているものでございます。工事計画の欄ですけれども、カラマツの植林で、合計で4,360本という計画になります。こちらにつきましては、3月の総会で一度事前協議ということで町長より協議がございましたので、現地確認を行いまして、意見無しということで一度回答をしているものでございます。今回、再度、県及び森林組合、農協等に対しての協議と併せて農業委員会に対しての今回5件ございますけれども、農用地区域の変更について本協議ということで町長より意見が求められたものでございます。

計画内容につきましては、前回3月の時と同様でございまして、農振地域から除外をして植林、山林として管理、取得する内容となっております。以上、番号1番について、よろしく願います。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。
ご意見を伺いたいと思います。番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議長 番号1については、異議なしと認めます。
〇〇委員、〇〇委員の復席をお願いいたします。

[〇〇委員、〇〇委員 復席]

議長 番号2について、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 番号2番になります。申請人は、〇〇〇〇となります。用途につきましては、事務所の建設用地ということで農振地域からの除外を申し出ているものでございます。場所につきましては、大字〇〇第〇地割の畑2筆、田んぼが2筆、合計4筆、面積で4,346㎡になります。こちらにつきましては、4月の総会

で一度事前協議ということで協議がございまして現地確認を行ったところ
でございます。4月の事前協議では、異議なしということで一度回答を出している
ものでございます。こちらにつきましても、今回の農用地利用計画の変更につ
いて、本協議ということで再度協議が出されたものになります。事業計画、内
容につきましては、前回の総会で説明した内容と同じということで、事務所、
駐車場等に用地として田畑と周辺の山林等一体に使用して建設するという計画
となっております。以上番号2番についてよろしくお願い致します。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。
ご意見を伺いたいと思います。番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと認めます。
番号3については、農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、
分けて審議いたします。
はじめに、非農地通知の番号17について、個別に審議いたします。
〇〇委員は、一時退席願います。

[〇〇委員 退席]

議 長 朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 番号3番になります。番号3番の備考欄に掲載してございますが、非農地通
知、非農地判断を行ったものにつきまして、そのうち農振農用地区域内にある
ものの農地がございまして、それを区域外に除外するという手続となります。
非農地通知につきましては、平成30年度及び令和元年度（平成31年）に農
地パトロール等で実施した状況で山林化しているものについて現地確認を行っ
て最終的に非農地通知を発出したものとなります。平成30年度は、415件
出してございまして、内、農振農用地にある区域が312筆ございます。令和
元年度につきましては、同じく38件通知を出してございまして、内、23筆
の農振農用地区域内がございまして、こちらについて、農振農用地区域内にある
農地について、非農地通知を出しましたが農用地区域内には指定されている、
エリアに存在するというので、農地ではなくなった部分について改めて農用
地区域外へ手続きを行うということで、軽米町長より意見を求められた内容と
なります。今回7ページになりますが、17番につきましては、〇〇委員の農
地が含まれておりますので、除斥いただいたうえでの個別審議ということで、
させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺いたいと思います。

非農地通知の番号17について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。
〇〇委員の復席をお願いいたします。

[〇〇委員 復席]

議長 次に、非農地通知の番号44について、個別審議いたします。
農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、審議いたします。
〇〇委員は、一時退席願います。

[〇〇委員 退席]

議長 朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 番号44につきましても同じく〇〇委員の農地となつてございますので、除斥の上審議するというご意見、審議のほどよろしく願います。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺いたいと思います。
非農地通知の番号44について、ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。〇〇委員の復席をお願いいたします。

[〇〇委員 復席]

議長 次に、非農地通知の番号104と106について、個別審議いたします。
農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、審議いたします。
〇〇委員は、一時退席願います。

[〇〇委員 退席]

議長 朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 番号104と番号106につきましても同じく〇〇委員の農地となつてございますので、除斥の上審議するというご意見、審議のほどよろしく願います。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺いたいと思います。
非農地通知の番号104と106について、ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと認めます。〇〇委員の復席をお願いいたします。

[〇〇委員 復席]

議 長 次に、非農地通知の番号334と335について、個別審議いたします。
農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、審議いたします。
〇〇委員は、一時退席願います。

[〇〇委員 退席]

議 長 朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 ページは、12ページになります。番号334と番号335、〇〇所有の農
地について関係者であります〇〇委員の除斥によって審議をしていただきたい
ということで、除斥の上個別審議をお願いいたします。こちらにつきましては、
令和元年11月に非農地判断をしたところになります。よろしくお願い致しま
す。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺いたいと思います。
非農地通知の番号334と番号335について、ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと認めます。
〇〇委員の復席をお願いいたします。

[〇〇委員 復席]

議 長 次に、非農地通知の番号17、44、104、106、334、335を除
く、329筆について、一括で審議いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 7ページから12ページまでの329筆につきまして、平成30年度及び令
和元年度に非農地通知を行った部分について農振農用地区域内にある農地につ
いて除外をするということで、こちらに対しての意見をよろしくお願いいたし

ます。なお、今回除外を行う部分につきましては、およそ100haの減となる見込みです。

以上、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。
ご意見を伺いたいと思います。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。
議長 次の番号4についても、農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、分けて審議いたします。
はじめに、適用外証明の番号28について、個別に審議いたします。
〇〇委員は、一時退席願います。

[〇〇委員 退席]

議長 朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 番号4番につきましてですが、こちらも同じく適用外申請願が出されたものについてそれを議決し、農地以外の土地として農地台帳から外した部分について、そのうち、農振農用地区域にある部分についての除外を行うものでございます。全47筆ございますけれども、内、番号28番につきましては、〇〇委員のご家族ということで、1件での審議をしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺いたいと思います。
適用外証明の番号28について、ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。
〇〇委員の復席をお願いいたします。

[〇〇委員 復席]

議長 次に、適用外証明の番号46と47について、個別に審議いたします。
〇〇委員は、一時退席願います。

[〇〇委員 退席]

議 長 朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 13ページが一番下、2筆になります。46、47、畑2筆について、関係者である〇〇委員の除斥の上、審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺いたいと思います。適用外証明の番号46と47について、ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと認めます。
〇〇委員の復席をお願いいたします。

[〇〇委員 復席]

議 長 次に、適用外証明の番号28と46と47を除く、44筆について、一括で審議いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 番号4番、全47筆のうち、44筆について適用外による証明を行ったもののうち、農用地域内にある農地について今回除外をしようとするということについての意見を出すものでございます。補足になりますけれども、農振除外の手続きについては、5年ごとの定期見直しがございます。平成28年に一度行ってございます。それ以降、適用外証明で農地以外の土地として証明を出した分について今回一括で除外を行うこととなります。次回の定期見直しについては、令和3年度を予定しているということがございます。今回は、先程の3筆合わせて47件について除外をしていくということとなります。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。
ご意見を伺いたいと思います。ご意見ございますか。

内澤委員 確認したいが、農振農用地域がどのくらいあって、そのうち今回でどれくらいが非農地になるのか。

事務局 農用地域に指定されている土地がこちらについては、農地だけではなく山林も指定されている場合もございます。牧草地とか山林になっている場合があるのでそういう所を農用地域として指定している場合がありますので、全て農地というわけではございませんがお知らせしたいと思います。農用地域内に指定されているものは、3,020ha。その内、今回除外が104haです。

編入が〇〇さんの農業施設として編入になりますので2haということになります。〇〇さんのところだと、宅地とかになりますので、宅地でも農用地区域内に入っている場合がございます。よろしくお願いいたします。

内澤委員 次の見直しが令和3年ということだけども、いずれ増えるんだよね。農地パトロールをやって赤判定になった部分が対象という事でしょ。

事務局 そうです。農地パトロールをして赤判定になったところを非農地通知した場合は、そこを除外させていただくことになると思います。その他にも、周囲を山林で囲まれている農用地区域内に入っている農地があった場合は、それは除外が出来るとなっていますので、そういった所があれば除外していくかたちになるかと思えます。

内澤委員 分かりました。

議 長 他にご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと認めます。
次に、番号5について、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の6ページになります。番号5番、申請人は、〇〇〇〇になります。内容ですけれど、用途は農業用施設用地。内訳については、鶏舎、管理棟、倉庫等の施設整備となります。こちらは、昨年転用の申請がございまして、いわゆるブローラー施設の用地の建設ということで申請があり転用許可をうけているものでございます。今回、土地の表示の部分の所でございますけれども、畑1筆13,903㎡、山林2筆1,218㎡、7,470㎡。こちらを一体的にその施設用地として使うということで、合計で22,591㎡を事業計画用地として使うということになります。それによってですね、2万㎡を超えるということになりますので、2万㎡を超える農業用施設用地については、農用地区域内へ編入をするということになりますので今回その申請があったということでございます。一度、手続き上は畑13,903㎡を農振地域から徐外の手続きを行ったところでございますけれども、結果的に2万㎡を超える開発となるということで、県のほうから指示がございまして本人の申請を受けて、編入をするという経過になったということでございます。以上が番号5番となります。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。
ご意見を伺いたいと思います。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと認めます。

ご異議がないので、議案第4号、農業振興地域整備計画及び農用地利用計画の変更については、異議のない旨を町長へ報告いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後2時16分 閉会)